

第7回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年11月9日（水）

農村環境改善センター 農事研修室

第7回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和4年11月9日（水）
- 2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫
- 4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘(会長職務代理者)	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫(会長)
17番	今関喜明		
- 5、欠席委員（なし）
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～6)
 - 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)
 - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について
 - 第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1)
 - 第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(整理番号1)

第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1~12)

第11 報告第4号 農地法第3条の規定による許可取消について

(整理番号1)

第12 報告第5号 転用事実確認証明について (整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹

◎開 会

○議長 それでは、ただいまより第7回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので、第7回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時06分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、齋藤重幸委員及び今関喜明委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号は6件であります。本来であれば、一括して審議するところでございますが、整理番号6は、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号2と関連しております。そのため、整理番号1から5を審議していただき、整理番号6は、議案第3号の整理番号2と一括して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第1号、整理番号1から5について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は柳橋字堰田、地目、田の1筆、面積2,892平方メートルを売買によ

り、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は遠方で耕作できないためであります。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、左上付近に1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまででございます。

次に、整理番号2、申請地は清名幸谷字川間、地目、田の4筆、合計面積685平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は自作している隣接地と統合して耕作しやすくするため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、右上付近に1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから9ページまででございます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は富田字辰頭、地目、田の1筆、地目、畑の1筆、合計面積2,495平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者に農地を集約するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中の右付近に1-3と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の10ページから13ページまででございます。

次に、整理番号4、申請地は大綱字辺田前及び字中ノ崎、地目、田の1筆、地目、畑の1筆、合計面積2,025平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右の上付近に1-4と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料14ページから19ページまででございます。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は南玉字西ノ谷、地目、田の2筆、地目、畑の3筆、合計面積806平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、真ん中付近に1-5と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の20ページから26ページまででございます。

なお、整理番号1から5の権利者の農業従事日数及び農業機械の保有状況のほか、経営面積については所定面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明ありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤委員 議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

議案としまして、事務局の説明のとおりです。

11月2日に高橋推進委員と権利者宅へ伺い、義務者は電話で話をさせていただきました。義務者も農業を営んでいますが、遠方で耕作できないため、農地を手放したいとのことでした。権利者に話をしまして、申請地は権利者の自宅の前で、耕作もしやすく、耕作面積を増やしたい考えがあったから、今回の申請に至っております。

何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号2の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査に当たりましては、11月5日に関本推進委員さんとで権利者と現地でお会いし、説明をいただきました。申請内容に間違いがないということです。義務者には電話にて説明をいただいたところ、高齢のため耕作できないということで、本申請に至ったところ。権利者

においては、申請地は権利者所有地に隣接している義務者の農地が今年耕作されておらず、話を聞いたときに、高齢のため耕作できないと伺った。以前より売買の話をしていたので、ちょうどよい機会であり、売買の合意に至ったそうです。形もよくなり、耕作しやすくなるそうです。義務者は農業機械も農具もそろっており、特に問題はないと思うんですが、慎重審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号3の調査報告をいたします。

11月5日、小倉推進委員さんと権利者宅へ伺い、話を聞いてまいりました。義務者は遠方のため、電話での対応となりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

権利者、義務者は兄弟でありまして、本家に土地を集約したほうがいだろうという話になり、売買による所有権移転に至ったそうです。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第1号、整理番号4について調査報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりでございます。

なお、11月の5日、加藤推進委員さんと私とで現地及び権利者の面談を行い、確認をいたしました。

なお、義務者については市外に住んでいるため、電話での確認といたしました。

なお、権利者と義務者ですけれども、これは、この方々は親戚でございます。そのため、義務者が地元におらず、かつ高齢のために今後管理ができなくなるため、今回の申請になったとのことでございます。

なお、権利者は田植え、稲刈り作業については現在作業を依頼している方に作業委託を行いながら経営を行っている、ということでございます。

何ら問題ないと思いますので、慎重なるご審議のほどお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号、整理番号5につきまして調査報告をいたします。

内容は事務局説明のとおりでございます。

11月3日、義務者に電話で話を伺いました。義務者は高齢で独り暮らしです。したがって、先々を考え周辺の整理を考えていて、この件もその一つとして権利者に所有権を移転することで話がまとまり、今回の申請に至ったということでした。

また、電話中、義務者が何回もよろしくお願ひしますというようなことを繰り返しておりました。また、権利者には11月6日、内海委員、菅谷推進委員さん、私の3人で事務所へ伺い話を聞きました。権利者は、購入した土地にはブルーベリーを栽培し、完熟ベリー、またブルーベリージャムなどを権利者の直売所で取扱いされているということでした。また、ブルーベリー狩りも行うということでもありました。

特別問題ないと思ひますけれども、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦勞さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することを決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は大竹字稻荷下、現況地目、畑の1筆、面積255平方メートルを専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、左の下付近に2-1と示す箇所でございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は59.62平方メートルでございます。

事業を行う理由は、現住所地で建て替えをするには崖条例が該当すると思われ、また昨今は獣害の被害が多発しており、高齢に伴い利便性のよい場所に住居を構えるために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると思われま

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、自己資金により賄う計画であり、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障はないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、敷地内は整地のみを行い、周囲に積ブロックを設置されますことから、土砂の流出など発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水は排水管に接続して西側の現況排水路へ放流する計画であり、排水同意を地元区から受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されてございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 整理番号1について説明いたします。

10月29日、1時より現地にて、平賀委員さんとともに申請者の方と一緒に話を聞かせていただきました。

現在の住まいは山に囲まれており、日当たりの悪いところにて家も傷んできており、そのために今回の計画をしたそうです。

申請地は、本人所有のため周辺とのつながりもあり、周辺の同意も得ており、排水路の近くにあり、問題はないものと思いますが、よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号の整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号(整理番号1～3)、議案第1号(整理番号6)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第3号、整理番号1から3及び関連する議案第1号、整理番号6についてを説明お願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は大網字笹塚、地目、田の2筆、合計面積2,012平方メートルを売買により所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、左の上付近に3-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料33ページから44ページまででございます。

計画の概要は、木造2階建て、建築面積62.1平方メートルの7棟を建売分譲するものでございます。

事業を行う理由は、申請地は休耕地で後継者不足により営農の予定が立たず、今後の維持管理が難しいため、権利者に土地を譲渡し、住宅地として有効利用することを選定したとのことでございます。

なお、権利者につきましては、ほかの土地の選定も検討いたしましたが、事業計画を踏まえた有効な土地が見つからないため、申請地に計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の融資証明書が提出されており、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認しましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、碎石による造成を行い、南側及び西側にコンクリートブロック積みを設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設を有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水は排水管に接続して開発区域内の道路に設置される側溝から南側の排水路へ放流する計画であり、当該土地改良区から排水同意書が添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

続きまして、整理番号2、申請地は永田字北中原、地目、畑の1筆、面積632平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中のやや下に3-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料45ページから60ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可として営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること。太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどでございます。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合、または営農型発電設備事業を廃止する場合には支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなどの条件を付することとされてございます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.5メートル、または3.6メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認いたしましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において太陽光発電設備を設置する農地と残り

の農地を合わせまして、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、関連いたします議案第1号を説明させていただきます。

議案書の3ページにお戻りください。

整理番号6、申請地は永田字北中原、地目、畑の1筆、面積632平方メートルのうち631.65平方メートルを貸借により使用貸借権設定をしようとするものでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中のやや下に1-6と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、詳細資料の45ページ、46ページ、49ページ及び61ページから65ページまでとなっております。

なお、議案第3号の整理番号2に関連いたします議案第1号の整理番号6につきましては、権利者の農業従事日数及び農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定面積以上でありますことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は駒込字深田、現況地目、畑の1筆、面積1,130平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、敷鉄板を設置するため、搬出路用地の部分について一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、26.1平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、左の上付近に3-3と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の66ページから72ページまででございます。

計画の概要は、仮設の敷鉄板を6枚設置するものでございます。

事業を行う理由は、令和4年7月19日付で大網白里市農業委員会会長から通知をいたしました農地埋立ての是正に当たり、ダンプトラックに土砂を積み込み搬出するため、その搬出

路に敷鉄板を設置するものでございます。

なお、搬出先は大網白里市外に計画されております。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、今回の申請におきましては所要額が発生しない資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認いたしましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれ及び排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、北側に水路、南側、西側に道路がありますことから、土砂が流出しないように搬出を行う計画であり、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、搬出先の自治体から小規模埋立等の許可を受けております。

また、道路占用許可申請及び道路法施行承認申請の各申請が行われることとなっております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第3号、整理番号1について、その調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る11月2日に川寄委員と一緒に権利者の代理人と現地で立会いの上、その状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、今回対象となる農地につきましては、近くに大型スーパーがあり、しかもこの周辺は、近年宅地開発が著しい地域でございます。今回、宅地開

発が計画されております農地面積は2,012平米で、建て売り分譲住宅7棟分を開発しようとするものでございます。

造成につきましては、地番を隣接する道路の高さに合わせるべく、全体を砕石で埋立造成する計画でございました。

また、搬出行為に伴う許認可につきましては、市と協議中とのことであり、汚水につきましては、区画ごとに小型合併浄化槽を設置し、隣接する既設の南側水路に放流する計画であり、既に当該土地改良区とも合意済みとのことでした。

さらには、地元の区からも開発同意書を取得し、そして隣接する地権者に対しましての事業内容を説明し、ご理解をいただいたとのことでした。

なお、義務者につきましては、遠方のため、11月2日に電話で確認をいたしましたところ、昨年まで親類に耕作をお願いしておりましたけれども、都合により処分する必要が生じたことから購入先を探し、ようやく購入者が見つかりましたので、譲渡をしたいというお話でございました。

このように、譲渡することに間違いないのでよろしくお願ひしたいとのことでございます。以上が今回の調査結果でございました。

特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われませんが、慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2及び議案第1号、整理番号6の案件につきましては、平賀武委員、お願ひいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号、整理番号6及び議案第3号、整理番号2について、関連性があることから、併せて調査報告をいたします。

内容の説明は事務局の説明のとおりでございます。

11月6日の日曜日、内海委員さんと菅谷委員さんと私と3人で、議案第1号、整理番号6、議案第3号、整理番号2についての義務者の自宅に伺い、話を伺いました。この件につきましては、更新でございますので、そのことで話をしましたが、代金の支払いも順調であり、更新することに特別問題はありませぬということでありました。

権利者には11月4日、電話でお話を伺いました。申請が取れば、今までサツマイモを栽培しておりましたが、事務局のほうからも説明がございましたが、ブルーベリーの栽培に替えていきたいということでございます。理由につきましては、ブルーベリーのほうが高単価

で流通できる見込みがあるとのことです。

議案第3号、整理番号2の権利者とは、再三電話をしましたが連絡が取れませんでしたので、代理人に話を伺いました。更新することには間違いありませんので、よろしくお願い申し上げます。

特別問題はないと思いますが、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。
以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 議案第3号、整理番号3について、調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

農地埋立てに関わる是正のための農地に鉄板を敷く一時転用の許可、許可申請について、権利者には11月3日、電話で確認いたしました。間違いございませんということでありました。

また、義務者には11月6日、内海委員さん、菅谷委員さんと私3人で自宅に伺い、話を聞きましたが、同じく間違いございませんでしたということで、よろしくお願い申し上げますということございました。

また、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第3号、整理番号1から3及び議案第1号、整理番号6について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第3号、整理番号1から3及び議案第1号、整理番号6に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定

いたします。

次に、議案第3号、整理番号2及び議案第1号、整理番号6について原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2及び議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号、整理番号3について原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

事務局から議案第4号、整理番号1から2について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員長へ意見を求められたものでございます。

議案書の8ページ、所有権移転総括表をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をするものは2人、所有権を移転する農用地の筆数及び面積は、田が6筆で面積8,371平方メートル、畑はございませんので、合計面積は同じく8,371平方メートルでございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から2までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積の順に説明をさせていただきます。

なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、桂山、田が1筆、3,044平方メートル。

整理番号2、桂山、田が5筆、5,327平方メートル。

なお、整理番号1から2の譲受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件につきましては、一括して中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1から2の調査報告を申し上げます。

説明は事務局の説明のとおりです。

今月6日、鵜澤推進委員と2名で各自宅に伺い、話を聞いてまいりました。

整理番号1と2の譲渡人の話の内容は同じで、以前より耕作を委託しており、今後耕作地を後継者もなく維持管理ができないということで、譲受人に話したところ、引き受けてくれるということで今回の申請に至っております。

譲受人には7日、電話で確認をし、間違いのないことでした。施設及び機械等もそろっており、問題ないと思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から2について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から2の案件は原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第5号(利用権設定)

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号9から14は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第5号の整理番号1から14について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の12ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は10人、利用権の設定をする者は14人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が52筆で、面積5万2,418.93平方メートル、畑が15筆で、面積1万6,349平方メートル、田と畑の合計面積は、6万8,767.93平方メートルでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が11件、更新が3件の14件でございます。

整理番号1から14までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、大網、田が8筆、7,862平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号2、大網、田が1筆、1,021平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号3、永田、田が5筆、4,893平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規。

整理番号4、清名幸谷、田が12筆、8,414.93平方メートル、1年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、更新。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

整理番号5、細草、田が7筆、7,274平方メートル、畑が1筆、2,968平方メートル、10年、田が物納、10アール当たりコシヒカリ1等米82キログラム、畑が金納、30アール当たり2万円、新規。

整理番号6、桂山、田が7筆、7,332平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、新規。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

整理番号7、四天木、田が8筆、1万1,096平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号8、細草、畑が5筆、4,951平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

整理番号9から14につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。

中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず当該賃借権の設定等を行うことができることとされており、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会におきまして、千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えさせていただきます。

整理番号9、四天木、畑が3筆、1,750平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

整理番号10、九十根、畑が1筆、2,228平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

整理番号11、九十根、畑が2筆、1,406平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

整理番号12、九十根、畑が1筆、618平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

整理番号13、九十根、畑が2筆、2,428平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

整理番号14、永田及び駒込、田が4筆、4,526平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から14の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号9から14につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されており、農業委員会等による調査は不要であるという申合せが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1及び2の案件につきましては、一括して小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号1及び2について、調査報告申し上げます。

理由といたしましては、事務局の説明のとおりでございます。

11月5日に加藤推進委員と借受人、貸付人宅を訪問し、確認を行ってまいりました。

整理番号の1についてですけれども、借受人は貸付人と同じ区内に住む認定農業者でございます。貸付人は耕作について前々から作業を委託したいという考えがありまして、所有地の近くで耕作をしている借受人に相談したところ、引き受けてくれると、こういうことで今

回の申請に至っております。

続きまして、整理番号2でございますけれども、貸付人側の耕作地が借受人の隣ということで、貸付人が借受人に管理をしてもらいたいと、1筆だけ少し離れるから借受人のほうにお願いしたいということで、今回の申請に至ったところでございます。

問題はないと思われますので、慎重なるご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3について、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 ご報告いたします。

貸付人の田んぼをつくっていた人が体調を壊しまして、借受人が近所に田んぼをつくっておったので、そこへ借受人に委託をしたということでございます。

特別問題はございませんけれども、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5について、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第5号、整理番号5について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

11月3日に私と片岡推進委員さんと貸付人、借受人の自宅へ伺い、調査を行いました。

貸付人に聞きますと、以前より申請地の作付は親類の方をお願いされていましたが、今回、親が他界し、作付人に断り、戻してもらったそうです。次年度からは、賃借権を設定して作付してくれる方を探していたところ、近所である貸付人に相談をして、今回の申請に至ったそうです。借受人は相談を受け、申請地は自宅地の近くにあり、管理がしやすく引き受けることになったそうです。借受人は機械設備も整っており、意欲的な方です。また、申請地はきれいに管理されておりました。

以上、問題ないと思いますが、皆様方の慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6について、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号6について、調査報告を申し上げます。

説明は、事務局の説明のとおりです。

今月6日、鶴澤推進委員と自宅を訪問し、話を伺いました。

以前より耕作は2軒のうちをお願いしていたとのことで、そのうちの1軒の耕作者から、今年いっぱい来年から耕作できないということで、農地を返されて今回の借受人にお願い

したところ、引き受けてもらったとのことでした。借受人は7日、電話で確認したところ、間違いのないとのことでした。借受人は若く、規模拡大していきたいとのことでした。

施設、機材等もそろっており、問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。
以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより、整理番号1から14について、一括して質疑に入ります。

ご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から14について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から14について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から14の案件は原案のとおり承認することに決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第11、報告第4号、農地法第3条の規定による許可取消について、日程第12、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 初めに、報告第1号についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりましたので、受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

市街化区域内にある地目が農地である届出地について転用しようとするものであり、届出書類は調べておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明をいたします。

議案書の23ページから28ページまでになりますが、そちらをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は12件でございます。

各農地の所在地及び賃借人、賃貸人は議案書に記載のとおりであり、いずれも賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可取消の申請は1件でございます。

農地の所在地及び権利者、義務者は議案書に記載のとおりであり、売買による所有権移転の許可を受けた農地につきまして、地積測量を行いました結果、面積が異なっていたために取消しをしようとするものでございます。

申請書類は調べておりますので、権利者、義務者に許可の取消指令書を交付いたしました。

最後に、報告第5号についてご説明させていただきます。

議案書の30ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後、または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たりまして、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員と確認いたしましたところ、目的のとおり転用されておりましたことから、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて日程第8から日程第12の報告事項を終了いたします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第7回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時20分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成4年11月9日

農業委員会長 鶴澤英夫

署名委員 齋藤重幸

署名委員 今関喜明